



2022.3.17

No.92

芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

ロシアはウクライナから即時撤退を

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって3週間、出口の見えない状況が続いている。2つの世界大戦や冷戦を通じて築かれた平和と安全保障の基本原則が危機に瀕している。独善的なプーチン大統領は侵攻を「国民を守るため」と言い張る。戦いの口実はいつでも、どこでも同じ。いかなる理由があろうとも戦争だけはおこしてはいけない。

ロシアの核兵器による威嚇に加え、原子力発電所の安全が脅かされようとしている状況の中で、安倍元首相の「議論をタブー視してはならない」との発言をきっかけに、「核共有（※）」の議論を求める声が自民党や日本維新の会などから上がっている。しかし、唯一の戦争被爆国である我が国の国是である「非核三原則」をないがしろにすることは、絶対に許してはならない。（※米国の核兵器を日本に配備し、有事に使えるよう協力すること）ウクライナ情勢の緊迫感に刺激され、にわかに勇ましい意見が噴き出す空気は極めて危うい。



「改憲ありき」は許さない

今国会の憲法審査会で「改憲」を巡る動きが続いている。自民党はコロナウイルス対応を理由に緊急事態条項創設に前のめりだが、憲法には「公共の福祉」という形で一定の私権制限ができる規定があり（13条）、コロナ特措法など個別の法律で対応できるにもかかわらず、憲法を変えるのは立憲主義を逸脱しておりきわめて危険。「改憲ありき」の拙速な議論は避けるべき。強引に理由をつけて憲法審を動かすことで、改憲機運を高めようとしているにすぎない。

いま、本当に議論すべきは、昨年6月に制定された改正国民投票法の欠陥。CM規制やインターネット規制がなく、資金力のある政党が断然有利で公平さを欠く。また最低投票率の定めもない。このような欠陥だらけの法律が是正されない限り、改憲を論ずるべきでない。

6月開催の17周年記念のつどい（裏面ご参照）の講師である藤原辰史さん（京大准教授）は2015年7月に安保法制反対の声を上げた「自由と平和のための京大有志の会」の発起人で同会のアピール起草者。

『戦争は、防衛を名目に始まる。戦争は、兵器産業に富をもたらす。』

戦争は、すぐに制御が効かなくなる。戦争は、始めるよりも終わるほうが難しい。

戦争は、兵士だけでなく、老人や子どもにも災いをもたらす。

戦争は、人々の四肢だけでなく、心の中にも深い傷を負わせる。・・・』

（アピール冒頭の一部抜粋）

今回のウクライナ侵攻をみて、このアピール文に改めて共鳴する。ウクライナに一日も早い平和な日常が取り戻されることを。

（片岡隆 記）